

京都市市営墓地条例の一部を改正する条例（平成25年11月15日京都市条例第56号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

- 1 市営墓地においては、生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者に対して管理料を減額する運用を行ってきたところ、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現しようとするものです。
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者について、管理料を減額しようとするものです。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市市営墓地条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市条例第56号

京都市市営墓地条例の一部を改正する条例

京都市市営墓地条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する使用者の管理料は、使用の許可を受けた墓地の面積1平方メートルにつき950円の割合により算定した額とする。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)